



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
12月28日  
号外(1)  
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 条 例

※滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例(企画調整課) .....	5
※持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例(農業経営課) .....	5
※滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例(人事課) .....	9
※琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例(税政課) .....	9
※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) .....	9
※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(財政課) .....	10
※滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例(生活衛生課) .....	10
※琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例(森林政策課) .....	25
※滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(耕地課) .....	26
※滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(循環社会推進課) .....	26

## 公布された条例のあらまし

### ○ 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例(条例第53号)

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置することとしました。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とすることとしました。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。(第3条関係)
- 4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとしました。(第4条関係)
- 5 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしました。(第5条関係)
- 6 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとしました。(第6条関係)
- 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。(第7条関係)
- 8 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
- (2) この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

### ○ 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例(条例第54号)

- 1 この条例は、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に推進し、もって滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)
- 2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとしました。(第2条関係)
- 3 基本理念(第3条関係)
  - (1) 持続的で生産性の高い農業の推進は、農地の生産力を最大限に引き出し、農業所得の増大につなげることその他の多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備することを旨として行われなければならないこととしました。
  - (2) 持続的で生産性の高い農業の推進は、琵琶湖およびその周辺地域の環境保全に特に配慮するとともに、地球温

暖化その他の気候の変動の農業への影響に積極的かつ効果的に対応することを旨として行われなければならないこととしました。

(3) 持続的で生産性の高い農業の推進は、国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民が適切な役割分担の下に連携し、および協力することを旨として行われなければならないこととしました。

#### 4 県の責務(第4条関係)

(1) 県は、3の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとした。

(2) 県は、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携し、および協力するものとした。

#### 5 農業者等および農業関係団体の努力(第5条関係)

(1) 農業者等は、基本理念にのっとり、持続的で生産性の高い農業の推進のための取組を主体的に行うよう努めるとともに、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。

(2) 農業関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。

#### 6 県民の努力(第6条関係)

(1) 県民は、基本理念にのっとり、持続的で生産性の高い農業の重要性に対する理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。

(2) 県民は、県内で生産される農産物の消費その他の利用がなされることが、持続的で生産性の高い農業の推進において重要であることに鑑み、県内で生産される農産物の消費その他の利用に努めなければならないこととした。

7 県は、農地の生産力を最大限引き出すため、県内の各地域における農地の土壌の性質に関する調査を行い、その結果に基づく土壌の性質を改善するための資材の施用その他の農地の土壌を適切に管理する方法の普及に努めるとともに、水田の多様な利用その他の農地の有効活用の促進に努めるものとした。(第7条関係)

8 県は、消費者等の需要に対応した農産物の生産を促進するため、農業者等、農業関係団体その他関係者の有する消費者等の需要に関する情報の収集、分析および提供、当該農産物の生産に必要な技術の支援その他の必要な施策を講ずるものとした。(第8条関係)

9 県は、良質な農産物の安定的な生産および農作業の効率化を促進するため、情報通信技術その他の技術の活用に関する調査研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとした。(第9条関係)

10 県は、主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦および大豆をいう。①および①①において同じ。)の優良な種子の安定的な生産および供給を促進するため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとした。(第10条関係)

(1) 県内に普及すべき主要農作物の優良な品種(②および③において「奨励品種」という。)の選定

(2) 奨励品種の優良な種子の生産を行うために必要な原種および当該原種の生産に必要な原原種の生産

(3) 奨励品種の種子の生産を行うほ場で生産される種子の品質を確保するために必要な審査の実施

11 県は、本県の地理的および自然的特性に応じ、かつ、新たな需要を開拓する主要農作物その他の農作物の品種の育成または選定および普及に努めるものとした。(第11条関係)

12 県は、近江の伝統野菜(県内において伝統的に生産されている野菜であって、味、形状等において固有の特徴を備えていると知事が認めるものをいう。)について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、品種の維持のための種子の保存、需要の拡大のための情報の発信その他の必要な施策を講ずるものとした。(第12条関係)

13 県は、意欲と誇りを持った多様な農業者等を確保し、および育成するため、新たに就農しようとする者に対する情報の提供および相談の実施、農業者等に対する農業の技術および経営方法の習得または改善に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとした。(第13条関係)

14 県は、環境と調和のとれた農業の普及を図るため、環境こだわり農業(滋賀県環境こだわり農業推進条例(平成15年滋賀県条例第4号)第2条第2号に規定する環境こだわり農業をいう。)の推進、農業生産活動に伴って生ずる濁水の流出の防止および農業生産活動に伴って生ずる廃プラスチック類の排出の抑制に関する啓発ならびにこれらに関する技術および知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとした。(第14条関係)

15 県は、地球温暖化その他の気候の変動に起因する気温の上昇その他の自然環境に生ずる影響による農産物の生産

量の減少、品質の低下その他の被害を防止し、または軽減するため、当該影響を受けにくい農作物の品種の育成等、当該影響に対応して良質な農産物を安定的に生産するための栽培方法の調査研究およびその成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとなりました。(第15条関係)

16 知事は、県が育成した農作物の新品種、県が発明し、または考案した農作物の栽培方法に関する技術その他の県の有する農業に関する知的財産の適切な保護を図るため、育成者権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得のための手続を行うとともに、取得した知的財産権を適正に管理するものとなりました。(第16条関係)

17 県は、持続的で生産性の高い農業の推進のためには試験研究および普及指導活動が重要であることに鑑み、試験研究または普及指導活動を行う人材の育成および試験研究が円滑に行われるための環境の整備に努めるものとなりました。(第17条関係)

18 県は、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとなりました。(第18条関係)

19 この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例(条例第55号)

1 海区漁業調整委員会の委員について、免責する額を改めることとしました。(第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例(条例第56号)

1 この条例の施行後5年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとした。(付則関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第57号)

1 工業技術総合センター試験等手数料のうち、窯業試験等手数料の額を改めることとしました。(別表第5関係)

2 家畜改良増殖法に基づく事務手数料について、家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付および再交付の手料を新たに設定することとしました。(別表第43の2の2関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1は令和3年1月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(条例第58号)

1 工業技術総合センター使用料のうち、機械電子機器および機能材料機器使用料の額を改めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和3年1月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例(条例第59号)

1 自動車営業および自動販売機営業の定義の規定を削除し、特定簡易営業の定義を改めることとしました。(第2条関係)

2 営業施設の基準を改定することとしました。(第3条および別表第1から別表第4まで関係)

3 その他

(1) この条例は、令和3年6月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

(4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例(条例第60号)

1 前文について、所要の整理を行うこととしました。(前文関係)

2 基本理念に、森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならないことを追加することとしました。(第3条関係)

3 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次に掲げる措置を講ずることとしました。(第10条関係)

(1) 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずることとしました。

(2) 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずることとしました。

4 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めることとしました。(第15条関係)

5 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずることとしました。(第17条関係)

6 県産材の利用の促進(第18条関係)

(1) 県は、自ら率先して県産材の利用に努めることとしました。また、県は、県産材の生産、加工および流通の合理化に加え、これらの高度化の促進のために必要な措置を講ずることとしました。

(2) 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。)を推進することとしました。

(3) 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととしました。

7 その他

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第61号)

1 湖北地区国営土地改良事業について、土地改良法(昭和24年法律第195号)第90条第2項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収することとし、負担金の総額は、同条第1項の規定による当該国営土地改良事業に係る負担金の額に100分の15を乗じて得た額とすることとしました。(別表関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第62号)

1 知事の登録を受けている浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に対し、知事が指定する浄化槽の保守点検に関する研修を受けさせなければならないこととしました。(第12条関係)

2 その他

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。



## 条 例

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第53号

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

-----  
持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第54号

持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例

滋賀の農業は、世界屈指の古い湖である琵琶湖の周りにおいてその営みが始まり、山々からの豊かな水、肥沃な土、穏やかな気候といった自然環境に恵まれながら、人々の命の糧となる食料として、近江米をはじめとする安全で安心な農産物を生産するとともに、集落を基本とした営農活動を通じて豊かな農村社会と地域文化を築き、県土や自然環境を保全し、美しい田園景観を形成するなど、私たちの暮らしや地域の発展に重要で多面的な役割を果たしてきた。

一方で、近年、農業就業人口の減少や米の産地間競争の激化に加え、地球温暖化等の気候変動が農業に与える影響の顕在化など、滋賀の農業を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

また、本県では全国に先駆けて環境こだわり農業をはじめとする環境と調和のとれた農業に取り組んできたが、農業生産活動に伴って生ずる廃プラスチック類の排出の抑制なども新たな課題となっている。

このような状況の中、私たちの暮らしにとって不可欠であり、かつ、多面的な役割を有する滋賀の農業を将来にわたって持続的なものにするためには、気候変動に適応しつつ自然環境に与える負荷の軽減に配慮して農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努める必要がある。

引き続き安全で安心な農産物を生産するという前提の下、私たちは、これらの取組を推進することによって、県民が一体となって滋賀の農業を健全な姿で次の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例を制定する。

#### (目的)

**第1条** この条例は、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に推進し、もって滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 持続的で生産性の高い農業 多様な農業者等により、農地の生産力の向上、良質な農産物の安定的な生産の確保、農作業の省力化等による安定的かつ効率的な経営が行われ、かつ、環境との調和が図られる農業をいう。
- (2) 農業者等 農業を営む者および農業を営む者が組織する団体であって農業生産活動を共同して行うもの(法人を除く。)をいう。
- (3) 農業関係団体 農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業に関する団体(農業者等である団体を除く。)をいう。

#### (基本理念)

**第3条** 持続的で生産性の高い農業の推進は、農地の生産力を最大限引き出し、農業所得の増大につなげることその他の多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

2 持続的で生産性の高い農業の推進は、琵琶湖およびその周辺地域の環境保全に特に配慮するとともに、地球温暖化その他の気候の変動の農業への影響に積極的かつ効果的に対応することを旨として行われなければならない。

3 持続的で生産性の高い農業の推進は、国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民が適切な役割分担の下に連携し、および協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携し、および協力するものとする。

(農業者等および農業関係団体の努力)

**第5条** 農業者等は、基本理念にのっとり、持続的で生産性の高い農業の推進のための取組を主体的に行うよう努めるとともに、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 農業関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の努力)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、持続的で生産性の高い農業の重要性に対する理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、県内で生産される農産物の消費その他の利用がなされることが、持続的で生産性の高い農業の推進において重要であることに鑑み、県内で生産される農産物の消費その他の利用に努めなければならない。

(農地の生産力の最大化)

**第7条** 県は、農地の生産力を最大限引き出すため、県内の各地域における農地の土壌の性質に関する調査を行い、その結果に基づく土壌の性質を改善するための資材の施用その他の農地の土壌を適切に管理する方法の普及に努めるとともに、水田の多様な利用その他の農地の有効活用の促進に努めるものとする。

(消費者等の需要に対応した農産物の生産の促進)

**第8条** 県は、消費者等の需要に対応した農産物の生産を促進するため、農業者等、農業関係団体その他関係者の有する消費者等の需要に関する情報の収集、分析および提供、当該農産物の生産に必要な技術の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術等の活用に関する調査研究および普及)

**第9条** 県は、良質な農産物の安定的な生産および農作業の効率化を促進するため、情報通信技術その他の技術の活用に関する調査研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(主要農作物の種子の安定生産等)

**第10条** 県は、主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦および大豆をいう。第1号および次条に

において同じ。)の優良な種子の安定的な生産および供給を促進するため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 県内に普及すべき主要農作物の優良な品種(次号および第3号において「奨励品種」という。)の選定
- (2) 奨励品種の優良な種子の生産を行うために必要な原種および当該原種の生産に必要な原原種の生産
- (3) 奨励品種の種子の生産を行うほ場で生産される種子の品質を確保するために必要な審査の実施  
(主要農作物等の品種の育成等)

**第11条** 県は、本県の地理的および自然的特性に応じ、かつ、新たな需要を開拓する主要農作物その他の農作物の品種の育成または選定および普及に努めるものとする。

(近江の伝統野菜の保護)

**第12条** 県は、近江の伝統野菜(県内において伝統的に生産されている野菜であって、味、形状等において固有の特徴を備えていると知事が認めるものをいう。)について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、品種の維持のための種子の保存、需要の拡大のための情報の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多様な農業者等の確保および育成)

**第13条** 県は、意欲と誇りを持った多様な農業者等を確保し、および育成するため、新たに就農しようとする者に対する情報の提供および相談の実施、農業者等に対する農業の技術および経営方法の習得または改善に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(環境と調和のとれた農業の普及)

**第14条** 県は、環境と調和のとれた農業の普及を図るため、環境こだわり農業(滋賀県環境こだわり農業推進条例(平成15年滋賀県条例第4号)第2条第2号に規定する環境こだわり農業をいう。)の推進、農業生産活動に伴って生ずる濁水の流出の防止および農業生産活動に伴って生ずる廃プラスチック類の排出の抑制に関する啓発ならびにこれらに関する技術および知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(気候の変動への適応)

**第15条** 県は、地球温暖化その他の気候の変動に起因する気温の上昇その他の自然環境に生ずる影響による農産物の生産量の減少、品質の低下その他の被害を防止し、または軽減するため、当該影響を受けにくい農作物の品種の育成等、当該影響に対応して良質な農産物を安定的に生産するための栽培方法の調査研究およびその成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新品種等の知的財産の保護)

**第16条** 知事は、県が育成した農作物の新品種、県が発明し、または考案した農作物の栽培方法に関する技術その他の県の有する農業に関する知的財産の適切な保護を図るため、育成者権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得のための手続を行うとともに、取得した知的財産権を適正に管理するものとする。

(試験研究等を行う人材の育成等)

**第17条** 県は、持続的で生産性の高い農業の推進のためには試験研究および普及指導活動が重要であることに鑑み、試験研究または普及指導活動を行う人材の育成および試験研究が円滑に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第18条** 県は、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第55号

**滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「、監査委員または海区漁業調整委員会の委員」を「または監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の右に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害を賠償する責任については、改正後の第3条の規定にかかわらず、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例による。

-----  
琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第56号

**琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例**

琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)の一部を次のように改正する。

付則第6項中「平成28年滋賀県条例第59号」を「令和2年滋賀県条例第56号」に、「4年」を「5年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第57号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第5第2項中	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">6,330</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,070</td></tr> </table>	6,330	5,070	を	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">6,360</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,070</td></tr> </table>	6,360	5,070	に、「1,220」				
6,330												
5,070												
6,360												
5,070												
を「1,230」に、	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">6,330</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,330</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,070</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,330</td></tr> </table>	6,330	6,330	3,070	6,330	を	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">6,400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,070</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,890</td></tr> </table>	6,400	6,400	3,070	6,890	に改める。
6,330												
6,330												
3,070												
6,330												
6,400												
6,400												
3,070												
6,890												

別表第43の2の2に次のように加える。

(9) 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付の手数料	同	1,800
(10) 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付の手数料	同	1,800

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5第2項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

-----  
 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第58号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「1,360」を「2,410」に、「4,490」を「6,600」に改める。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

-----  
 滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第59号

滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

滋賀県食品衛生基準条例(平成12年滋賀県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」を「第54条」に改め、「業種別の」を削る。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「特定簡易営業」とは、飲食店営業(調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものを取り扱う営業に限る。別表第4において同じ。)または魚介類販売業(鮮魚介類の処理を伴わない販売のみを行う営業に限る。)であって、出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設けて行うものをいう。

第2条第2項および第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条第1項中「第51条」を「第54条」に改め、「営業の」を削り、「当該各号に定める」を「、それぞれ当該各号に定める別表の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 共通基準(政令第35条各号(第2号および第6号を除く。)に掲げる営業(特定簡易営業を除く。)に共通する基準をいう。) 別表第1
- (2) 営業別基準(政令第35条各号に掲げる営業(特定簡易営業を除く。)ごとの基準をいう。) 別表第2
- (3) 法第13条第1項の規定により別に定められた規格または基準(以下「規格等」という。)に適合する生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。))であって、生食用として販売するものをいう。以下同じ。)またはふぐを取り扱う営業の基準 別表第3
- (4) 特定簡易営業の基準 別表第4

第3条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

- 1 営業施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造または設備、機械器具の配置および食品または添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 営業施設は、住居その他食品等(食品、添加物、容器包装、機械器具その他食品または添加物に接触するおそれのあるものをいう。以下同じ。)を取り扱うことを目的としない室または場所が同一の建物にある場合には、それらと区画されていること。
- 3 食品等への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業の区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、または空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等または従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄および消毒の実施その他の衛生管理上必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。

## 4 営業施設の構造および設備

- (1) じんあい、廃水および廃棄物による汚染を防止できる構造または設備ならびにねずみおよび昆虫の侵入を防止できる設備を設けること。
- (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上には、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、および結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気を適切に行うことができる構造または設備を有すること。
- (3) 床面、内壁および天井は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 清掃、洗浄および消毒(以下「清掃等」という。)を容易に行うことができる材料で作られていること。
  - イ 清掃等を容易に行うことができる構造であること。
  - ウ 床面または内壁の清掃等に水が必要な営業施設にあっては、アおよびイに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。
    - (ア) 床面は、不浸透性材料で作られ、かつ、排水が良好であること。
    - (イ) 内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りすること。
- (4) 照明設備は、作業、検査および清掃等を十分にすることができるよう、必要な照度を確保できる機能を有すること。
- (5) 営業施設の必要な場所に、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道もしくは同条第7項に規定する簡易専用水道(以下この号および次号において「水道事業等」という。)により供給される水または水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水(以下これらを「飲用に適する水」という。)を適切な温度で、かつ、十分な量を供給することができる給水設備を設けること。この場合において、貯水槽を使用するときは、当該貯水槽は食品衛生上支障のない構造であるものとする。
- (6) 前号の給水設備において、水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 必要に応じて、給水設備に消毒装置および浄水装置を備えること。
  - イ 水源は、外部から汚染されない構造であること。
- (7) 規格等に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業施設に対する第5号の規定の適用については同号中「水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水(以下これらを「飲用に適する水」という。)」とあるのは「食品製造用水」とし、規格等に食品製造用水または殺菌した海水を使用できる旨の定めがある食品を取り扱う営業施設に対する同号の規定の適用については同号中「水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水(以下これらを「飲用に適する水」という。)」とあるのは「食品製造用水もしくは殺菌した海水」とする。
- (8) 従業者の手指の洗浄および消毒を行う装置を備え、かつ、水栓が洗浄後の手指の再汚染を防止できる構造の流水式の手洗設備を必要な数設けること。
- (9) 排水設備は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画および廃水、液体状の廃棄物等が流



- れる区画の床面に設置されていること。
- イ 汚水の逆流により食品または添加物を汚染しないよう配管され、かつ、営業施設外に適切に排出することができる機能を有すること。
- ウ 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- (10) 必要に応じて、食品または添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
- (11) 規格等に冷蔵または冷凍について定めがある食品を取り扱う営業施設にあっては、その定めに従い必要な設備を設けること。
- (12) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備および侵入した際に駆除するための設備を設けること。
- (13) 便所は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 従業者の数に応じた個数とすること。
- イ 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
- ウ 専用の流水式の手洗設備を設けること。
- (14) 原材料を種類および特性に応じた温度ならびに汚染の防止が可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を設けること。
- (15) 営業施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管することができる設備を設けること。
- (16) 廃棄物を入れる容器または廃棄物を保管する設備は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 不浸透性および十分な容量を有すること。
- イ 清掃を容易に行うことができ、かつ、汚液および汚臭が漏れない構造であること。
- ウ 廃棄物を入れる容器にあっては、蓋を備えていること。
- (17) 製品を包装する営業施設にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を設けること。
- (18) 更衣場所は、従業者の数に応じた十分な広さを有し、かつ、作業場への出入りが容易な位置にあること。
- (19) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給することができる使用目的に応じた大きさおよび数の洗浄設備を設けること。
- (20) 添加物を使用する営業施設にあっては、添加物を専用で保管することができる設備または場所を設け、および計量器を備えること。
- 5 機械器具等
- (1) 食品もしくは添加物の製造または食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この項において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守および点検をすることができる構造であること。
- (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
- (3) 食品または添加物に直接接触する機械器具等は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 耐水性材料で作られていること。

イ 洗浄を容易に行うことができる構造であること。

ウ 熱湯、蒸気または殺菌剤で消毒を行うことができること。

(4) 固定された機械器具等または移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃および洗浄を容易に行うことができる位置に設けること。

(5) 組立式の機械器具等は、分解および清掃を容易に行い、ならびに必要なに応じて洗浄および消毒を行うことができる構造であること。

(6) 食品または添加物を運搬する場合は、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

(7) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計および必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

(8) 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要な数備えること。

(9) 前号の用具の保管場所および作業の内容を掲示するための設備を設けること。

## 6 基準の特例等

(1) 飲食店営業については、4の項第17号の規定は、適用しない。

(2) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物または茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第2の1の項アにおいて同じ。）については、前号の規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。

ア 食品を取り扱う区域は、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造である場合には、2の項および3の項の規定にかかわらず、区画されていることを要しない。

イ 床面および内壁は、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合には、4の項第3号ウの規定にかかわらず、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

ウ 排水設備は、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合には、4の項第9号アの規定にかかわらず、床面に設置することを要しない。

エ 冷蔵設備または冷凍設備は、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合には、営業施設外に設けることができる。

(3) 飲食店営業のうち、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）において調理をする営業または魚介類販売業のうち、自動車において販売をする営業については、4の項第3号ウ、第9号、第13号および第18号の規定は、適用しない。

(4) 食肉処理業のうち、自動車において生体またはとたいを処理する営業については、4の項第13号から第15号までおよび第18号ならびに前項第6号の規定は、適用しない。

(5) 冷凍食品製造業および複合型冷凍食品製造業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、1の項から前項までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。

ア 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造、冷凍、包装および保管をするための室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて

- 区画するものとする。
- イ 原材料を保管する室または場所には、冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
- ウ 製品を製造する室または場所には、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷および冷却に必要な設備を設けること。
- エ 製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍設備および保管設備を設けること。
- (6) 密封包装食品製造業以外の営業で密封包装食品を製造する場合は、1の項から前項までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 原材料の保管および前処理もしくは調合ならびに製品の製造および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- イ 必要に応じて、容器包装洗浄設備を設けること。
- ウ 原材料の保管をする室または場所には、冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
- エ 製品の製造をする室または場所には、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌および冷却に必要な設備を設けること。

#### 別表第2(第3条関係)

##### 1 飲食店営業

自動車において調理をする場合は、次のアからウまでに掲げる飲食店営業の区分に応じて、1日の営業において当該アからウまでに掲げる量の水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を設けること。

ア 簡易な営業 約40リットル

イ 比較的大量の水を要しない営業 約80リットル

ウ 比較的大量の水を要する営業 約200リットル

##### 2 調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、容器包装に入れられず、または容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。以下この項において同じ。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

(1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を設けること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合は、この限りでない。

(2) 床面は、清掃、洗浄および消毒を容易に行うことができる不浸透性材料で作られていること。

##### 3 食肉販売業

(1) 処理室を設けること。

(2) 処理室には、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を設けること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、製品が冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有し、かつ、処理量に応じた規模の冷蔵設備または冷凍設備を設けること。

(4) 不可食部分を入れるための容器および廃棄に使用するための容器は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 不浸透性材料で作られ、かつ、処理量に応じた容量を有すること。

イ 消毒を容易に行うことができ、かつ、汚液および汚臭が漏れない構造であること。

ウ 蓋を備えていること。

#### 4 魚介類販売業

(1) 原材料の保管および処理ならびに製品の包装および保管をする室または場所を設けること。  
この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

(2) 原材料の処理をする室または場所には、鮮魚介類の処理に必要な設備等を設けること。

(3) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

(4) かきを処理する場合は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 必要に応じて、浄化設備を設けること。

イ かきの前処理をする室または場所には、殻付きかきの洗浄に必要な設備を設けること。

ウ かきの処理をする室または場所には、むき身の処理、洗浄および包装に必要な設備を設けること。

(5) 自動車において販売する場合は、次のアからウまでに掲げる魚介類販売業の区分に応じて、1日の営業において当該アからウまでに掲げる量の水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を設けること。

ア 簡易な営業（鮮魚介類の処理を伴わない販売のみを行う営業をいう。） 約40リットル

イ 比較的大量の水を要しない営業 約80リットル

ウ 比較的大量の水を要する営業 約200リットル

#### 5 魚介類競り売り営業

(1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引および出荷をする場所を設け、必要に応じて区画すること。

(2) 必要に応じて、冷蔵設備または冷凍設備、製氷設備ならびに靴の洗浄および消毒を行うための設備を設けること。

(3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄および冷却をする場合は、必要に応じて海水の殺菌設備を設けること。

#### 6 集乳業

(1) 生乳の貯蔵設備および受入検査設備を設けること。ただし、受入検査設備にあつては、検査を外部委託する場合は、この限りでない。

(2) 生乳の取扱量に応じた冷却器または冷蔵保管設備を設けること。

#### 7 乳処理業

(1) 生乳の受入検査、貯蔵および処理ならびに製品の保管をする室または場所ならびに必要なに応じて洗瓶をする室または場所を設けること。ただし、生乳の受入検査および貯蔵をする室または場所にあつては生乳を使用しない場合、受入検査をする室または場所にあつては検査

を外部委託する場合は、この限りでない。

- (2) 前号の規定により場所を設ける場合は、作業の区分に応じて区画すること。
- (3) 必要に応じて、容器洗浄設備を設けること。
- (4) 生乳の処理をする室または場所には、ろ過、殺菌、充填および密栓に必要な設備を設けること。
- (5) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有し、かつ、処理量または製造量に応じた規模の冷却器および冷蔵設備を設けること。ただし、常温保存可能品のみを製造する場合は、この限りでない。
- (6) 生乳の受入検査をする室または場所には、生乳の検査をするために必要な設備を設けること。

#### 8 特別牛乳搾取処理業

- (1) 搾乳、生乳の処理および製品の保管をする室または場所ならびに必要なに応じて洗瓶をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 牛体洗浄設備ならびに生乳の貯蔵設備および受入検査設備を設けること。ただし、生乳の受入検査設備にあっては、検査を外部委託する場合は、この限りでない。
- (3) 生乳の処理をする室または場所には、ろ過、殺菌、充填および密栓に必要な設備を設けること。
- (4) 生乳の殺菌をする場合は、自記温度計を備えた殺菌設備を設けること。
- (5) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有し、かつ、処理量に応じた規模の冷却器および冷蔵設備を設けること。

#### 9 食肉処理業

- (1) 原材料の荷受けおよび処理ならびに製品の保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 不可食部分を入れるための容器および廃棄に使用するための容器は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 不浸透性材料で作られ、かつ、処理量に応じた容量を有すること。
  - イ 消毒を容易に行うことができ、かつ、汚液および汚臭が漏れない構造であること。
  - ウ 蓋を備えていること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、製品が冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有し、かつ、処理量に応じた規模の冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
- (4) 原材料を処理する室または場所には、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を設けること。
- (5) 生体またはとたいを処理する場合は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 剥皮をする場所および剥皮前のとたいの洗浄をする設備を設けること。
  - イ とさつおよび放血をする場合は、とさつ放血室を設けること。

- ウ 必要に応じて、懸ちょう室、脱羽をする場所および羽毛、皮、骨等を置く場所を設けること。
  - エ 処理前の生体またはとたい、処理後の食肉等の搬入および搬出をする場所が区画されていること。
  - オ 剥皮をする場所には、懸ちょう設備ならびに器具および手指の洗浄および消毒を行うための設備を設けること。
  - カ 懸ちょう室を設ける場合は、他の作業場所から隔壁により区画され、かつ、出入口の扉が密閉できる構造であること。
  - キ 洗浄および消毒を行うための設備は、摂氏60度以上の温湯および摂氏83度以上の熱湯を供給することができ、かつ、供給する温湯および熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。
- (6) 自動車において生体またはとたいを処理する場合は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。
  - イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じて、飲用に適する水を十分に供給すること（シカまたはイノシシを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの飲用に適する水を供給すること）ができる貯水設備を設けること。
  - ウ 次に掲げる基準に適合する排水の貯留設備を設けること。
    - (ア) 不浸透性材料で作られていること。
    - (イ) 汚液および汚臭が漏れない構造であること。
    - (ウ) 蓋を備えていること。
  - エ 車外において剥皮をする場合は、次に掲げる基準に適合すること。
    - (ア) 剥皮をする場所を処理室の入口に隣接して設けること。
    - (イ) 剥皮をする場所には、風雨、じんあい等の外部環境によるとたいの汚染および昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を設けること。
- (7) 血液を加工する場合は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 運搬用具の洗浄および殺菌ならびに原材料となる血液の貯蔵および処理をする室（他の施設から原材料となる血液が運搬されない営業施設にあっては、血液の処理をする室）ならびに必要に応じて製品の包装をする室を設けること。この場合において、各室は、作業の区分に応じて区画するものとする。
  - イ 冷蔵設備または冷凍設備および処理量に応じた規模の血液の貯蔵をする室、分離機等を設けること。
  - ウ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。
- 10 食品の放射線照射業
- (1) 専用の照射室を設けること。

(2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベアおよび照射設備を設けること。

(3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

#### 11 菓子製造業

(1) 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造、包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

(2) 原材料の前処理および製品の製造をする室または場所には、製造する品目に応じて解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷および冷却に必要な設備を設けること。

(3) 原材料および製品の保管をする室または場所には、必要に応じて冷蔵設備または冷凍設備を設けること。

(4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合は、浸漬、蒸煮、製あんおよび水さらしに必要な設備を設けること。

#### 12 アイスクリーム類製造業

(1) 原材料の保管および調合ならびに製品の製造および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

(2) 生乳の貯蔵設備および受入検査設備を設けること。ただし、貯蔵設備にあつては生乳を使用しない場合、受入検査設備にあつては検査を外部委託する場合は、この限りでない。

(3) 製品の製造をする室または場所には、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装および凍結に必要な設備を設けること。

#### 13 乳製品製造業

(1) 原材料の保管および調合ならびに製品の製造および保管をする室または場所ならびに必要なに応じて洗瓶をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

(2) 生乳の貯蔵設備および受入検査設備を設けること。ただし、貯蔵設備にあつては生乳を使用しない場合、受入検査設備にあつては検査を外部委託する場合は、この限りでない。

(3) 製品の製造をする室または場所には、ろ過、殺菌、冷却、充填および包装に必要な設備ならびに必要なに応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化および分離をするための設備を設けること。

#### 14 清涼飲料水製造業

(1) 原材料の保管および調合ならびに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する場合にあつては、製品の製造）をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

(2) 必要に応じて、容器の洗浄および製造または組立てをする設備を設けること。

(3) 原材料の調合および製品の製造をする室または場所には、調合、充填、密封および殺菌または除菌に必要な設備を設けること。

#### 15 食肉製品製造業

(1) 原材料の保管、前処理および調合ならびに製品の製造、包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

のとする。

- (2) 製品の製造をする室または場所には、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙<sup>くん</sup>、塩漬<sup>ひ</sup>け、製品の中心部の温度の測定、冷却等をするための設備を設けること。

#### 16 水産製品製造業

- (1) 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造および保管をする室または場所ならびに必要に応じて原材料の乾燥、洗浄および解凍をするための室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 原材料の保管および製品の保管をする室または場所には、必要に応じて冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
- (3) 原材料の前処理または製品の製造をする室または場所には、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙<sup>くん</sup>、焙焼<sup>ばい</sup>、脱水、冷却等をするための設備を設けること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合は、原材料の前処理および製品の製造をする室または場所には、播漬<sup>ら</sup>および殺菌に必要な設備を設けること。ただし、魚肉のすり身を製造する場合は、この限りでない。
- (6) 4の項第4号の規定は、水産製品製造業について準用する。

#### 17 氷雪製造業

製品の製造および保管をする室または場所ならびに必要に応じて製品の調整および包装をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

#### 18 液卵製造業

- (1) 原材料の保管ならびに製品の製造、包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 製品を製造する室または場所には、割卵、充填および冷却に必要な設備ならびに必要に応じて洗卵、ろ過ならびに加熱殺菌および冷却に必要な設備を設けること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下と、製品が冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵設備または冷凍設備を設けること。

#### 19 食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備ならびに製品の製造および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 食用油脂の製造をする場合は、製品の製造をする室または場所には、精製、充填および包装に必要な設備ならびに必要に応じて搾油および調合に必要な設備を設けること。
- (3) マーガリンまたはショートニングの製造をする場合は、第1号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 必要に応じて、熟成室を設けること。
- イ 製品の製造をする室または場所には、充填および包装に必要な設備ならびに必要に応じ



て練り合わせ、殺菌および冷却に必要な設備を設けること。

#### 20 みそまたはしょうゆ製造業

- (1) 製麴<sup>きく</sup>をし、原材料の保管、前処理、仕込みおよび熟成をし、ならびに製品の充填包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 製品の充填包装をする室または場所には、必要に応じて容器の洗浄および製造または組立てをする設備を設けること。
- (3) しょうゆを製造する場合は、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過および圧搾製成に必要な設備を設けること。
- (4) みそまたはしょうゆを主原料とする食品を製造する場合は、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填および密栓に必要な設備を設けること。

#### 21 酒類製造業

- (1) 製造する品目に応じて、製麴<sup>きく</sup>をし、原材料の保管、前処理、仕込みおよび熟成（蒸留および圧搾を含む。）をし、ならびに製品の充填包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 製品の充填包装をする室または場所には、必要に応じて容器の洗浄および検瓶ならびに製造または組立てをする設備を設けること。
- (3) 製造する品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴<sup>きく</sup>、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填および密栓に必要な設備等を設けること。

#### 22 豆腐製造業

- (1) 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 製品の製造をする室または場所には、殺菌および冷却に必要な設備ならびに必要に応じて製品の包装に必要な設備を設けること。
- (3) 無菌充填豆腐を製造する場合は、連続流動式の加熱殺菌機ならびに充填および密封に必要な設備を設けること。
- (4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合は、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を設けること。

#### 23 納豆製造業

- (1) 原材料の保管、前処理、発酵および熟成ならびに製品の製造および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 原材料の蒸煮、発酵および冷却ならびに製品の包装に必要な設備を設けること。

#### 24 麺類製造業

- (1) 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造、包装および保管をする室または場所ならびに必要に応じて原材料および製品の乾燥および冷蔵または冷凍をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

- (2) 原材料の前処理および製品の製造をする室または場所には、製造する品目に応じて混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調および冷却に必要な設備を設けること。

25 そうざい製造業および複合型そうざい製造業

- (1) 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造、包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 製品の製造をする室または場所には、製造する品目に応じて解凍、加熱、殺菌、放冷および冷却に必要な設備を設けること。
- (3) 原材料および製品の保管をする室または場所には、冷蔵設備または冷凍設備を設けること。

26 冷凍食品製造業および複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造、冷凍、包装および保管をするための室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 原材料の保管をする室または場所には、冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
- (3) 製品の製造をする室または場所には、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷および冷却に必要な設備を設けること。
- (4) 製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍設備または保管設備を設けること。

27 漬物製造業

- (1) 原材料の保管および前処理ならびに製品の製造、包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 原材料の前処理および製品の製造をする室または場所には、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を設けること。
- (3) 浅漬けを製造する場合は、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵設備を設けること。

28 密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管および前処理または調合ならびに製品の製造および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 必要に応じて、容器包装洗浄設備を設けること。
- (3) 原材料の保管をする室または場所には、冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
- (4) 製品の製造をする室または場所には、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌および冷却に必要な設備を設けること。

29 食品の小分け業

- (1) 原材料の保管および加工ならびに製品の包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

(2) 原材料および製品の保管をする室または場所には、必要に応じて冷蔵設備または冷凍設備を設けること。

### 30 添加物製造業

- (1) 原材料の保管ならびに製品の製造、小分け、包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- (2) 製品の製造をする室または場所には、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を設けること。
- (3) 添加物製剤を製造する場合は、含有成分を均一にする機械設備を設けること。
- (4) 原材料または製品の試験検査をするために必要な設備等を設けること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備等については、当該試験に必要な設備等を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (5) 添加物および添加物以外の製品の製造をする営業施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具は専用のものであること。ただし、添加物および添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が規格等に適合するときは、この限りでない。

### 別表第3(第3条関係)

- 1 飲食店営業、食肉販売業、食肉処理業、複合型そうざい製造業および複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工または調理をする営業にあつては、別表第1および別表第2に定める基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。
  - (1) 生食用食肉の加工または調理をするための設備は、他の設備と区分されていること。
  - (2) 器具および手指の洗浄および消毒を行うための専用の設備を設けること。
  - (3) 生食用食肉の加工または調理をするための専用の機械器具を備えること。
  - (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏4度以下と、当該生食用食肉が冷凍保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵設備または冷凍設備を設けること。
  - (5) 生食用食肉の加工をする場合は、加工をする量に応じた加熱殺菌をするための設備を設けること。
- 2 飲食店営業、魚介類販売業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業および複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する営業にあつては、別表第1および別表第2に定める基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。
  - (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
  - (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
  - (3) ふぐを凍結する場合は、ふぐを摂氏零下18度以下で急速に凍結することができる機能を有する冷凍設備を設けること。

### 別表第4(第3条関係)

- 1 営業施設は、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造または設備および食品を取

り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

2 営業施設は、食品等を取り扱うことを目的としない場所と区画されていること。

3 営業施設の構造および設備

(1) 屋外に設置する場合は、屋根等を設けるほか、背面および側面には、覆いを設けること。

(2) 必要に応じて、作業および清掃等を十分にすることができるよう、必要な照度を確保できる機能を有する照明設備を設けること。

(3) 流水式の手洗設備を設けること。ただし、営業施設の周辺に当該設備がある場合は、この限りでない。

(4) 手指の消毒剤を備えること。

(5) 廃棄物を入れる容器または廃棄物を保管する設備は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 不浸透性および十分な容量を有すること。

イ 清掃を容易に行うことができ、かつ、汚液および汚臭が漏れない構造であること。

ウ 廃棄物を入れる容器にあつては、蓋を備えていること。

(6) 原材料を種類および特性に応じた温度かつ汚染の防止が可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を設けること。

(7) 営業施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管することができる設備を設けること。

(8) 添加物を使用する営業施設にあつては、添加物を専用で保管することができる設備または場所を設け、および計量器を備えること。

(9) 食品または添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有し、かつ、温度計を備えた冷蔵設備または冷凍設備を設けること。ただし、飲食店営業にあつては、冷蔵保存または冷凍保存を要しない食品のみを取り扱う場合は、この限りでない。

(10) 器具を衛生的に保管することができる設備を設けること。

(11) 1日の営業において18リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を設けること。ただし、営業施設内に十分な量の飲用に適する水を供給することができる給水設備が設けられている場合は、この限りでない。

(12) 飲食店営業にあつては、食品等を洗浄するため、洗浄設備を設けること。

#### 付 則

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る改正後の第3条第1項の基準については、なお従前の例による。

3 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第19条第1号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類せり売営業者」を「魚介

類競り売り業者」に改める。

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第60号

**琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例**

琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)の一部を次のように改正する。

前文中「はぐくんで」を「育んで」に、「琵琶湖や」を「森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や」に改め、「県土の保全」の右に「や地球温暖化の防止」を、「再認識し、」の右に「持続可能な社会の構築に寄与する」を加える。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

第10条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ、適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第15条中「を単位とした」を「における」に改め、「、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について」および「等への提案その他の活動を行うことを目的とし」を削り、「の促進に必要な措置を講ずる」を「に努める」に改める。

第24条を第25条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第1項中「、県産材の」を「、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その」に改め、同条第2項中「合理化」の右に「および高度化」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第18条とする。

- 3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。)を推進するものとする。
- 4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

(農山村の活性化)

**第17条** 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図る

ため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第61号

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

湖北地区国営土地改良事業	100分の15
--------------	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第62号

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「第11条第2項に規定する」を「第11条第1項の規定により置く」に、「専任する」を「担当する」に改め、同条第2項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第12条に次の1項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項第5号に規定する浄化槽管理士に対し、第3条第2項の登録の有効期間内に1回以上、浄化槽の保守点検に関する知識および技能の向上を図るための研修であつて、知事が指定するものを受けさせなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項または第3項の登録を受けている者については、当該登録の有効期間の満了の日までは、改正後の第12条第4項の規定は、適用しない。